

食品営業者の手引き

新たに食品営業をはじめられる皆さんへ

食品に関する営業といっても、いろいろな種類があります。これらのうち、次の営業については食品衛生法で定めている許可が必要です。(全32業種)

調理を行うもの 2業種	飲食店営業、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
製造又は処理を行うもの 27業種	菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、冰雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業、添加物製造業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業
販売を行うもの 3業種	食肉販売業、魚介類販売業、魚介類競り売り営業
この他、下記の業務を行う場合は、届出を行わなければならないので、ご注意ください。	
販売を行うもの	乳類販売業、魚介類販売業（包装品のみ）、食肉販売業（包装品のみ）、弁当販売業、野菜果物販売業、弁当販売業 など
製造・加工を行うもの	農産保存食品製造・加工業（塩蔵、水煮、カット野菜等）、調味料製造・加工業、海藻加工業、製穀・製粉業、樹脂が使用された器具・容器包装の製造・加工業 など
その他	1回20食以上の集団給食（委託の場合は許可が必要）、魚介類行商、冷凍・冷蔵品の倉庫業、コップ式自動販売機（自動洗浄付きで屋内販売） など

営業許可を受けるためには、「営業許可申請」をすることと、山形県条例で定められた「施設基準に合致した施設」をつくる必要があります。

施設基準等の詳細は庄内保健所生活衛生課にお尋ねください。

庄内保健所生活衛生課
三川町大字横山字袖東 19-1

TEL 0235(66)4934・(66)5662

FAX 0235(66)5486

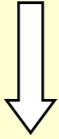
酒田地区食品衛生協会
鶴岡地区食品衛生協会

TEL・FAX 0235(68)0630

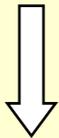
TEL・FAX 0235(68)1391

営業許可の手続き

事前相談



申請書類提出



施設検査の打ち合わせ



施設完成の確認検査



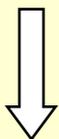
許可証の交付



営業開始



営業許可事項変更届



営業許可の継続

施設の工事着工前に平面図（設計図）等を持参の上、庄内総合支庁2階の生活衛生課までお越しいただき、食品衛生担当又は乳肉衛生担当に事前にご相談ください。

※井戸水等の水を営業上使用する場合、「水質検査（全項目）」が必要です。未検査の場合は相談の上、早めに準備が必要です。

（受付から許可証交付までの標準処理期間は「7日間」です。）

※急な申請は、開店予定日に営業許可が下りない場合がありますのでご注意ください。

持 参 す る 物	
個人申請の場合	法人申請の場合
1 営業許可申請書	1 営業許可申請書
2 施設の平面図、付近の見取り図	2 施設の平面図、付近の見取り図
3 食品衛生責任者の資格を証する書類	3 食品衛生責任者の資格を証する書類
4 食品衛生責任者養成講習会受講申込書（調理師、講習会修了者等以外の方）	4 食品衛生責任者養成講習会受講申込書（調理師、講習会修了者等以外の方）
5 許可申請手数料	5 許可申請手数料
	6 登記事項証明書（申請書に13桁の法人番号が記載されている場合を除く。）
井戸水等の水を営業上使用する場合は水質検査成績書の写し	

申請の際、連絡方法、担当者氏名等を確認の上、工事の進行状況を担当者に連絡してください。

検査の際は、営業者が立ち会ってください。なお、施設基準に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、再検査を受けてください。

施設基準適合を確認後、許可証を作成します。交付までに数日かかりますので、開店予定日についてはあらかじめ打合わせをしてください。

一般的な衛生管理及び HACCP に沿った衛生管理を実施してください。

次の事項について変更があった場合は速やかに届出をしてください。

- 1 営業者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名）
- 2 営業所の名称等
- 3 営業設備の概要（増・改築の場合は事前にご相談ください。）
- 4 食品衛生責任者の氏名

許可証記載事項に変更があり書換えを希望される場合は、営業許可証をご持参ください（別途手数料が必要です。）。

営業許可期限満了後も引き続き営業する時は、申請書と現在営業中の許可証と手数料を添えて継続の手続きをしてください。継続手続は、食品衛生協会会員の場合、協会から通知しますので、指定された日時に行ってください。

廃 止 何らかの理由により営業をやめた場合は、廃止届の様式に必要事項を記載し、許可証を添えて廃止の手続きをしてください。